

---

# 食品リサイクル法に基づく基本方針の策定等について

---

# 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針案等について (これまでの審議状況等)



- 前回の食品リサイクル制度のあり方の見直し（平成31年）から5年が過ぎた中で、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会※を令和6年6月から10月まで計3回開催し、食品リサイクル法の施行状況の点検等に係る審議を実施。
- その審議結果を踏まえ策定された「今後の食品リサイクル制度のあり方について（報告書）」について、第58回中央環境審議会循環型社会部会（令和6年12月13日）において報告を行った。
- 本報告書をベースに「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（案）」を策定。令和6年12月16日の合同会合にて取りまとめた後、パブリックコメントを踏まえた修正を行った上で、基本方針案を取りまとめた。

時 期	事 項
令和6年6月28日、 令和6年9月17日、 令和6年10月11日	<b>第26、27、28回 中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会※</b> ・食品リサイクル法に基づく基本方針等の見直しについて、今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）
令和6年12月13日	<b>第58回 中央環境審議会循環型社会部会</b> ・ <u>今後の食品リサイクル制度のあり方について（報告書）</u> の報告 中央環境審議会への諮問（基本方針の策定等について）
令和6年12月16日	<b>第29回 中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会※</b> ・基本方針制定案等について 基本方針策定案に対するパブリックコメント
令和7年2月25日	<b>第59回 中央環境審議会循環型社会部会</b> ・ <u>基本方針の策定等について</u> 中央環境審議会及び食料・農業・農村審議会による答申
令和7年3月	基本方針策定等（予定）

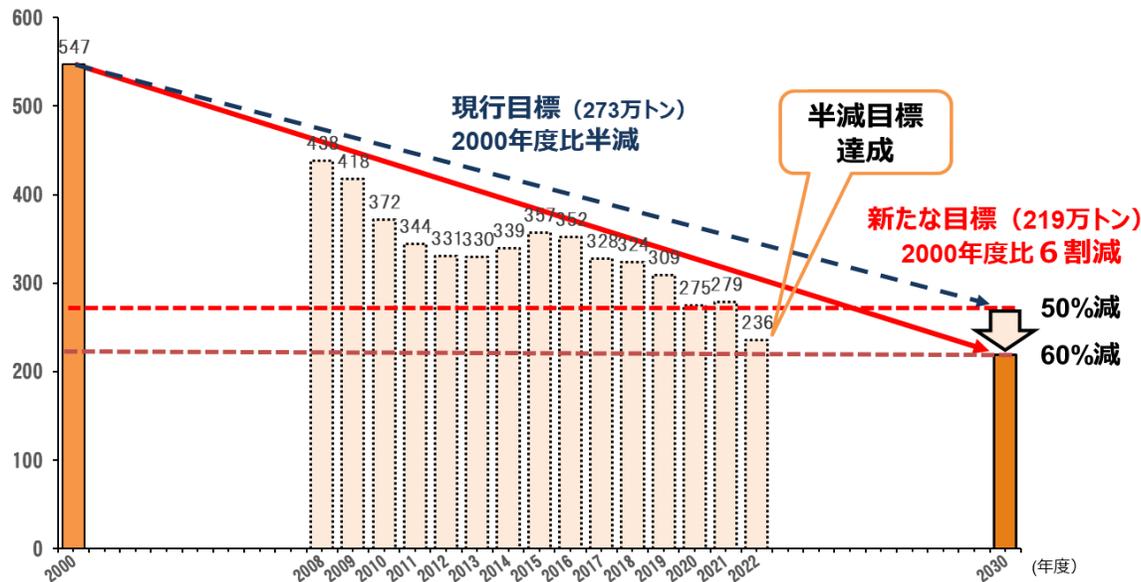
※ 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会との合同会合

## 1 発生抑制

### 1 事業系食品ロスの削減に係る目標

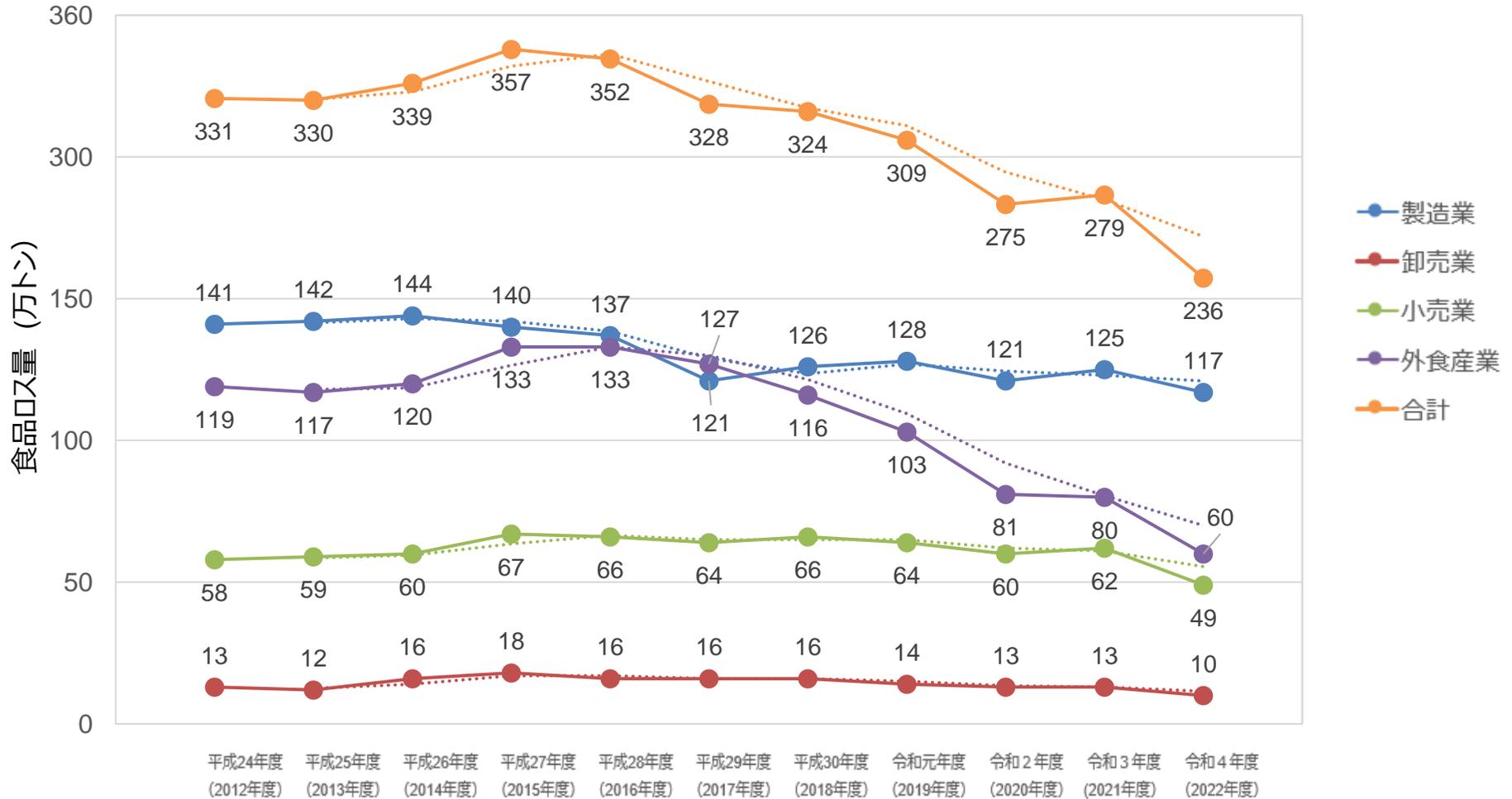
- 現行の事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに2000年度比で半減（273万トン））は、コロナ影響による市場の縮小等の影響があるものの、食品関連事業者等の不断の取組により、8年前倒しで2022年度に達成。
- 新たな目標として、食品ロスの発生実績の趨勢を基本とする予測に加えて、コロナの影響やその間に起きた消費者の行動変容、今後の食品ロス削減に向けた取組の拡大等を踏まえ、2000年度比で2030年度までに60%削減（219万トン）とする目標を新たに設定。
- 新たな目標の達成には、食品関連事業者による取組の推進とともに、消費者の理解や取組が鍵であることから、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で推進する必要。
- 食品の種類や業種等によって、食品ロス削減の余地が異なるとともに、サプライチェーンが一体となって取り組む必要があることから、サプライチェーン全体の目標とする。

事業系食品ロス量（万トン）



# (参考) 業種別食品ロス量の推移

✓ 業種ごとの食品ロス量は、4業種全て減少傾向となり、特に外食産業は大幅に減少した。



## 2 食品関連事業者の食品ロス削減の取組促進

食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずる。（省令改正）

- 未利用食品等まだ食べることができる食品を、必要な食品を十分に入手することができない者に提供するよう努める。
- 賞味期限の表示方法について、年月表示等による工夫を行うよう努める。
- 食品の特性に応じて製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長するよう努める。
- 食品の販売を行う食品関連事業者は、納品期限の緩和、発注を早期に行う等、取引先の食品関連事業者における食品廃棄物等の発生の抑制の円滑な実施に資する措置を講ずるよう努める。

## 3 食品関連事業者の取組の開示強化

- 食品関連事業者は、未利用食品の提供量等の情報を有価証券報告書、統合報告書やインターネット等で提供するよう努める。（省令改正）
- 国民にとってわかりやすい情報発信とするため、食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組みを検討。  
検討に当たっては、取扱食品の特性等により発生抑制や再生利用のしやすさが地域や業種ごとに異なる点に留意し、優良事業者の公表を基本的な方策とする。

# (参考) 新たな目標に向けての食品関連事業者による効果的な取組

(令和6年12月合同会合資料抜粋)

- ✓ 食品事業者が取組を進めるにあたって、**消費者**の食品ロス削減への**理解や取組**も重要。
- ✓ 食品の製造から小売・外食までの業種別に、**食品ロスの発生量が多い工程**等において、**効果的な取組を強化**することにより、新たな目標（6割減）を**実践**。

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業	
食品ロス発生量が多い工程※	製造工程における原材料端材 39.0万トン (推計)	返品、不良品 3.0万トン 納品期限の切れた商品 1.7万トン (推計)	販売期限切れの商品 24.0万トン (推計)	売れ残り商品 12.4万トン 作り置き品・誤発注で 廃棄されたもの 7.7万トン (推計)	食べ残し 28.9万トン (推計)
効果的な取組	新たな活用方法の開拓、技術革新	商慣習見直し	「てまえどり」推進	食べきりの推進	
		未利用食品寄附促進		食べ残し持ち帰りの推進	
		AIによる需要予測推進			



56%減 → 60%減  
240万トン → 219万トン  
▲21万トン

**食品関連事業者だけでなく、消費者の理解や取組が鍵**

注：取組を講じても各工程の食品ロスがゼロにできるわけではない点に留意。

※) 農林水産省「令和5年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）報告書」（令和6年2月）の表2-12をもとに作成。

# (参考) 事業系食品ロスの内訳 (令和6年12月合同会合資料抜粋)

- ✓ 食品の製造から小売・飲食店までの流通の工程別に可食部の内訳を整理し、内訳別の可食部割合について集計を行った調査結果 (※ 1) を踏まえて、令和4年度の事業系食品ロス量の内訳を作成。
- ✓ この中には、調理ミスによる失敗品、検査不合格品など削減が困難なものが含まれる。

## 4 業種別・工程別の事業系食品ロスの発生量 (推計)

(単位: 万トン)

	食品製造業		食品卸売業		食品小売業		外食産業		事業系食品ロス合計	
	構成比	食ロス量	構成比	食ロス量	構成比	食ロス量	構成比	食ロス量	構成比	食ロス量
原材料	33.8%	39.5	26.3%	2.6	5.1%	2.5	6.4%	3.8	20.6%	48.5
製造工程	62.4%	73.0	13.1%	1.3	0.8%	0.4	1.6%	1.0	32.1%	75.7
設備操作に係るロス (異物混入・製造・加工ミス)	8.9%	10.4	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	4.4%	10.4
設備関連ロス (設備の動作不調、ラインの製品切替え等)	4.8%	5.6	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	2.4%	5.6
試作品 (新製品開発等)	0.3%	0.4	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.1%	0.4
<b>製造工程における原材料端材</b>	<b>33.3%</b>	<b>39.0</b>	7.7%	0.8	0.7%	0.3	0.3%	0.2	17.1%	40.3
発酵残渣、抽出残渣等のうち食用にできるもの	9.0%	10.5	5.3%	0.5	0.0%	0.0	0.0%	0.0	4.7%	11.1
その他	6.1%	7.1	0.1%	0.0	0.0%	0.0	1.3%	0.8	3.4%	7.9
輸配送・卸売工程	3.7%	4.3	60.5%	6.1	0.2%	0.1	1.2%	0.7	4.7%	11.2
<b>返品、不良品</b>	2.0%	2.3	<b>30.1%</b>	<b>3.0</b>	0.1%	0.0	0.0%	0.0	2.3%	5.4
事故品	0.2%	0.2	2.6%	0.3	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.2%	0.5
<b>納品期限の切れた商品</b>	1.3%	1.5	<b>16.9%</b>	<b>1.7</b>	0.0%	0.0	1.1%	0.7	1.6%	3.9
その他	0.2%	0.2	10.9%	1.1	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.6%	1.3
小売店舗	0.1%	0.1	0.1%	0.0	93.2%	45.7	20.7%	12.4	24.7%	58.2
<b>売れ残り商品</b>	0.0%	0.0	0.0%	0.0	7.8%	3.8	<b>20.7%</b>	<b>12.4</b>	6.9%	16.2
<b>販売期限切れの商品 (弁当・日配品、加工食品等)</b>	0.0%	0.0	0.0%	0.0	<b>48.9%</b>	<b>24.0</b>	0.0%	0.0	10.2%	24.0
事故品	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.4%	0.2	0.0%	0.0	0.1%	0.2
調理ミスによる失敗品等	0.0%	0.0	0.1%	0.0	0.9%	0.4	0.0%	0.0	0.2%	0.5
その他	0.1%	0.1	0.0%	0.0	35.2%	17.2	0.0%	0.0	7.4%	17.4
飲食店舗	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.8%	0.4	70.1%	42.1	18.0%	42.5
仕入材料の使い残し	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.1%	0.0	6.6%	4.0	1.7%	4.0
試作品 (新メニュー開発等)	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.2%	0.1	0.1%	0.1
<b>作り置き品・誤発注で廃棄されたもの</b>	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	<b>12.9%</b>	<b>7.7</b>	3.3%	7.7
<b>お客様の食べ残し</b>	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.7%	0.3	<b>48.1%</b>	<b>28.9</b>	12.4%	29.2
調理ミス	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.9%	0.5	0.2%	0.5
その他	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	1.5%	0.9	0.4%	0.9
<b>合計</b>	<b>100.0%</b>	<b>117.0</b>	<b>100.0%</b>	<b>10.0</b>	<b>100.0%</b>	<b>49.0</b>	<b>100.0%</b>	<b>60.0</b>	<b>100.0%</b>	<b>236.0</b>

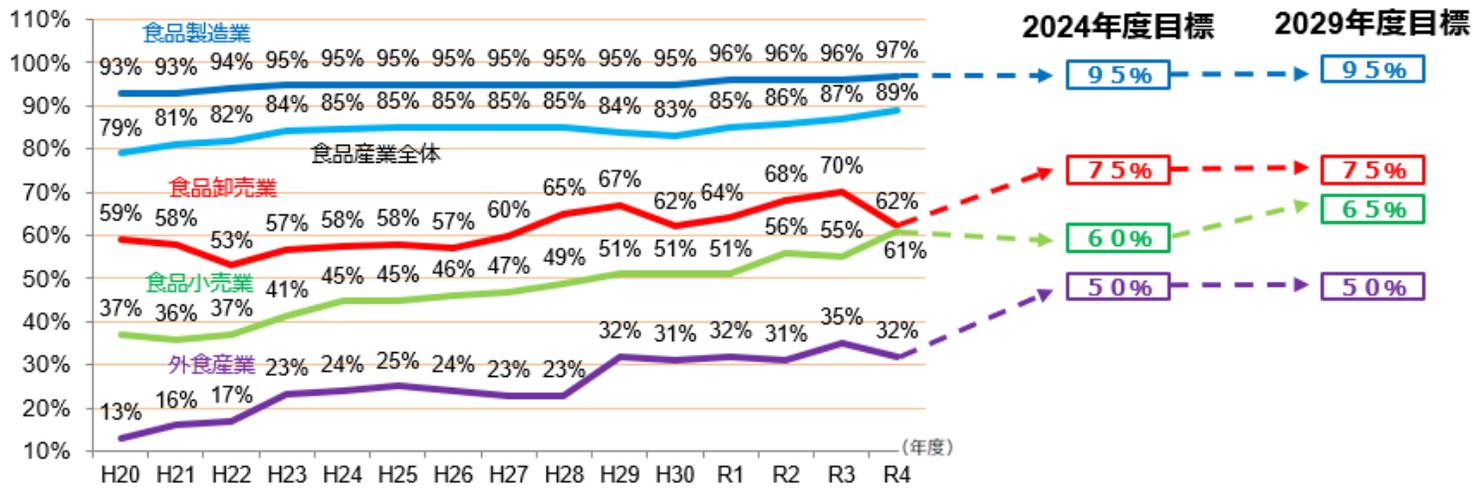
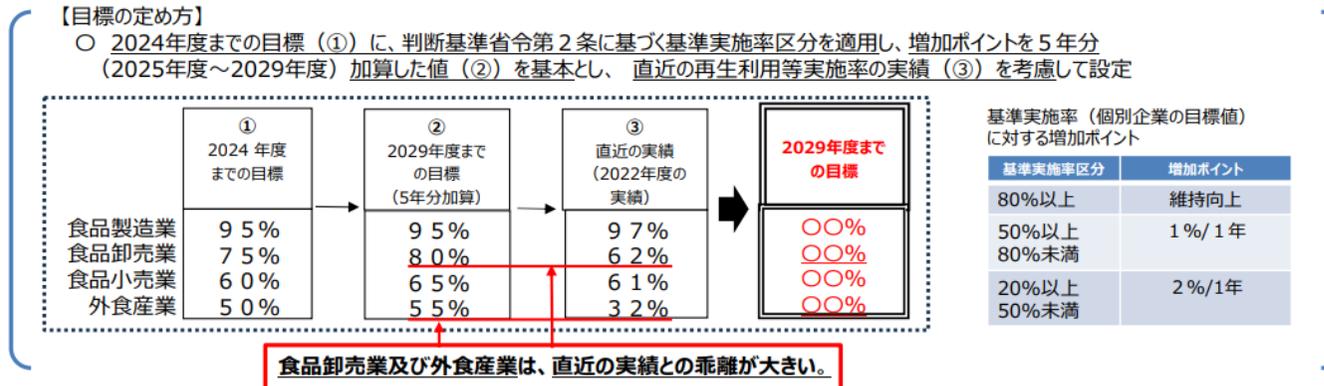
※上表のパーセンテージ (%) は、4業種区分毎の可食部排出総量に対する割合。

※ 1) 農林水産省「令和5年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業 (食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査) 報告書」(令和6年2月)の表2-12をもとに作成。

## 2 再生利用等

### 1 再生利用等の実施率に係る目標（2029年度までの目標値）

- 食品小売業は直近の実績が2024年度目標を達成していることから65%に目標を向上させる。
- 食品製造業は既に一定以上の取組が進められていることから目標95%を据え置く。
- 直近実績と2024年度目標がかい離している食品卸売業及び外食産業は、目標（それぞれ75%、50%）を据え置いた上で、再生利用等の促進のために取組を一層推進することとする。



## 2 再生利用等の推進施策

食品関連事業者の再生利用等の取組を推進するため、以下の取組を推進。

- 国が優良事例等の情報等を地方公共団体に提供することを通じ、関係者との連携を促進する。(自治体支援)
- 特に、年間の食品廃棄物等の発生量が100t未満の事業者の再生利用等実施率が低いことから、事業者の意識向上のため、食品リサイクルに関する情報発信を強化する。(情報発信)
- 登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に着実に取り組む登録事業者の増加につなげる観点から、登録再生利用事業者制度の活用促進を検討・実施する。(リサイクル事業者の確保)
- 地方公共団体、食品関連事業者、再生利用事業者等の連携による、食品廃棄ゼロエリアの創出等を通じた先進的事例の構築・周知を行う。(関係者の連携強化)
- 外食産業においては、再生利用等の促進のため、優良事例の研究や食品循環資源の再生利用の意義、外食の発生抑制に係る取組事例等のマニュアル普及や関係者との連携強化等を行う。(外食産業の取組強化)

<年間の食品廃棄物等の発生量が100t未満の事業者における優良事例のイメージ>

### 【鳥羽国際ホテル】

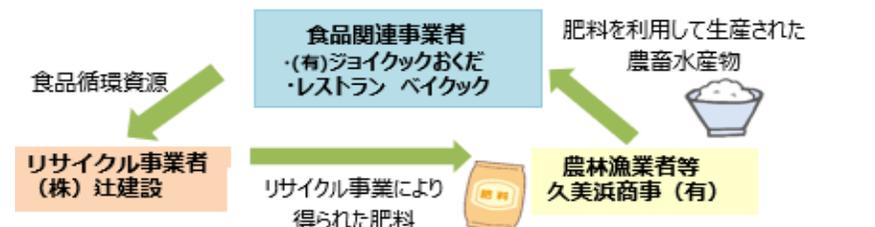
#### 取組内容 (肥料化)

食事提供時に出てしまう伊勢海老の殻・貝殻等の食品残渣をたい肥化し、伊勢志摩のブドウ畑の土壌に活用。そこで育てたブドウを使って、ワインを製造する (製品出荷は1~2年後の予定)

### 【(有)ジョイックおくだ ほか】

#### 取組内容 (肥料化)

スーパー、レストランから排出する食品廃棄物を原料として製造された肥料で米を生産し、生産された米を店舗にて販売している。



---

## 參考資料

---

# 「今後の食品リサイクル制度のあり方について」の概要 ①

- 食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会の合同会合※において議論を行い、「今後の食品リサイクル制度のあり方について（報告書）（案）」を取りまとめた後、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえ報告書の一部を修正した。
- 本報告書を受け、今後、食品リサイクル法基本方針の改定について中央環境審議会に諮問し、合同会合での議論を行ったのち、循環型社会部会において基本方針改定案等を審議いただく予定。

※食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合

## 1 排出抑制（食品ロス削減）について

### 現状と課題

- ✓ 事業系食品ロス削減目標（2030年度までに 2000年度比で半減）を前倒しで達成
- ✓ 上記を踏まえ、2030年までの新たな目標について検討
- ✓ また、その目標を達成するために実施すべき施策について、定期報告データ※の公表等の在り方も含め検討

※年間100トン以上の食品廃棄物等を排出する事業者を食品廃棄物等多量発生事業者として位置づけ、毎年度の食品廃棄物等の発生量等について報告を求めている

### 具体的施策

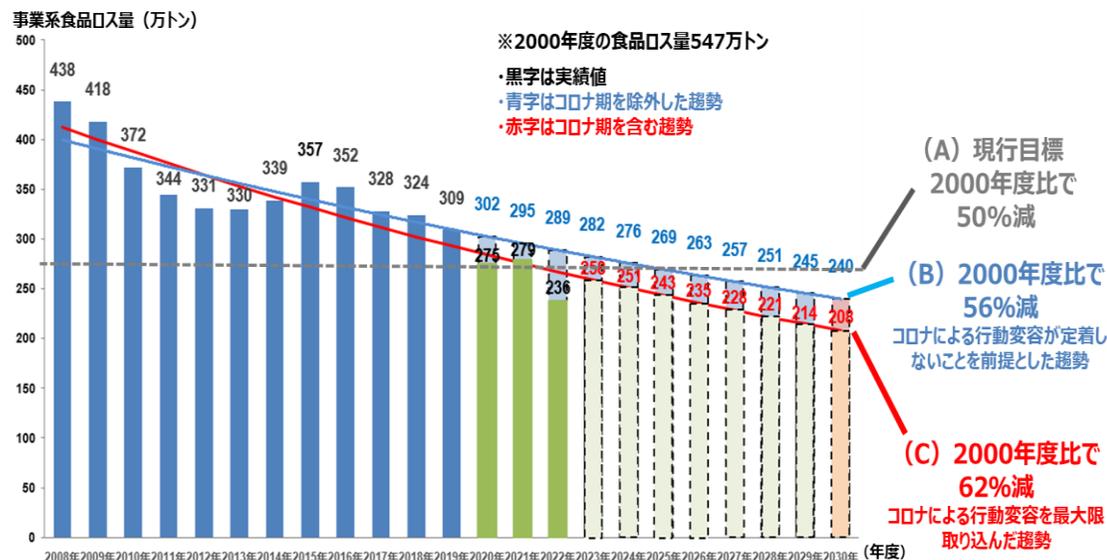


図 事業系食品ロス量の削減目標の設定

### 【事業系食品ロスに係る目標について】

- ✓ 現行の目標は、**食品ロスの発生実績の趨勢を基本とする**予測に、業種毎の削減可能性等を勘案して設定しており、政策の継続性の観点から新たな目標設定においても同様な手法で設定するのが適当である。
- ✓ **新型コロナウイルス禍の間起きた国民の行動変容**は、食品ロスの発生量減少に寄与したが、その変容はコロナ収束後の現在においても継続していることから、**この行動変容を加味する必要がある**。
- ✓ 具体的には、コロナによる行動変容を最大限取り込んだ場合とそれらが定着しないことを前提とした場合を踏まえて設定した値の幅となるよう、2000年度比で、2030年度までに**56%から62%という幅の中で、事業者や国民にとって分かりやすい削減目標を定める**こととする。

## 具体的施策

### 【発生抑制の推進施策について】

✓ 具体的施策として、以下の取組を推進することとする。

- ①食品関連事業者が講ずる措置として、**食品提供活動（フードバンク等）**に努めること、取引先の食品関連事業者が食品廃棄物等の発生の抑制を適切に実施できるよう、3分の1ルールをはじめとする**商習慣の見直し等の取組**に努めることを明確にする。
- ②国民にとって事業者の取組がよりわかりやすい形で周知できるよう、**フードバンク等への食品の寄附量を定期報告に関する情報提供の対象**とし、これらを政府HPだけではなく、**有価証券報告書やインターネット等の方法によって情報提供**するよう努めること。
- ③**事業者の取組の見える化、未利用食品の寄附促進、AIによる需要予測の推進、食べ残し持ち帰りの強化**（mottECO、食べ残し持ち帰りガイドライン作成）等の取組を強化すること。

## 2 再生利用等（食品リサイクル）促進について

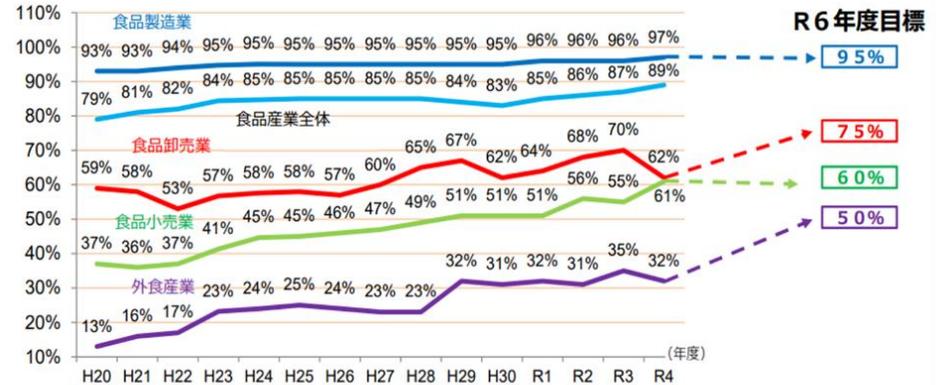
### 現状と課題

- ✓ 2024年度までの再生利用等実施率目標は、食品製造業および食品小売業は目標を既に達成済みだが、食品卸売業および外食産業は達成が見込めない状況
- ✓ 現状を踏まえ、2029年度までの新たな目標について検討
- ✓ また、その目標を達成するために実施すべき施策について検討

### 具体的施策

#### 【再生利用等実施率の目標について】（右図参照）

- ✓ 2029年度までの目標値について、**食品製造業**は維持向上の観点から95%、**食品小売業**は65%とし、引き続き再生利用等の取組を着実に推進していくことが期待される。
- ✓ 直近の実績と2024年度目標の差が大きい**食品卸売業**及び**外食産業**については、**目標を据え置いた上で、再生利用等の促進のために取組を一層推進**することが特に必要である。



$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{発生抑制量} + \text{再生利用量} + \text{熱回収量} \times 0.95^{(*)} - \text{減量量}}{\text{発生抑制量} + \text{発生量}}$$

(※) 食品廃棄物残さ（灰分）を除いたものに相当する率

#### 基準実施率（個別企業の目標値）の算出式

$$\text{基準実施率} = \text{前年度の基準実施率} + \text{前年度基準実施率に応じた増加ポイント}$$

(注) 20%未満は20%として基準実施率を計算

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

図 再生利用等実施率の状況

	2024年度までの目標	2029年度までの目標（案）
食品製造業	95%	95%
食品卸売業	75%	75%
食品小売業	60%	65%
外食産業	50%	50%

図 再生利用等実施率の新たな目標について

## 具体的施策

### 【再生利用等の推進施策について】

- ✓ 具体的施策として、食品関連事業者、特に直近の実績と2024年度目標の差が大きい食品卸売業及び外食産業の取組を推進するため、以下の取組を推進することとする。
  - ・食品循環資源は地域で循環されることが適していることから、再生利用等促進に当たっては、**地方公共団体の役割が重要**であるため、**優良事例等の情報等を地方公共団体に提供**することを通じ、関係者との連携を促進する
  - ・特に**年間の食品廃棄物等の発生量が100t未満の事業者**の再生利用等実施率が低いことから、事業者の意識向上のため、**食品リサイクルに関する情報発信を強化**する
  - ・登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に着実に取り組む登録事業者の増加につなげる観点から、**登録再生利用事業者制度の活用を促進**する
  - ・関係者が連携した計画的な食品循環資源の再生利用を確保するため、**リサイクルループ<sup>①</sup>認定制度を拡大**させる
  - ・**地方公共団体、食品関連事業者、再生利用時御者等との連携**による食品廃棄ゼロエリアの創出等を通じた**先進的取組の構築・横展開**を行う

### 3 その他、災害時用備蓄食品等、家庭系食品ロス、他の政策目的への貢献について

- ・**災害時用備蓄食品**の有効活用を推進する
- ・**民間企業のデジタル技術等や「デコ活」<sup>※</sup>の活用**により、**消費者の効果的な行動変容**を促す普及啓発等の取組を推進する  
※脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動
- ・地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、**地域での取組の底上げ・横展開**を図る
- ・**気候変動、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、食料安全保障の向上**等の多様な政策目的に資するものである

## 第2次 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（案）（令和7年3月変更予定）

消費者庁資料

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロスを半減させることと設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、家庭系についてはあと20万トンの削減が必要。事業系については2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、新たな目標として60%減と設定。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インパウンドの拡大など様々な状況から、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加。

### 《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

- ① 家庭系食品ロスは、50%減**早期達成** ←あと20万トン削減  
 事業系食品ロスは、60%減【新規】  
【食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会において審議中】
- ② 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】  
※2024年度は74.9%

食品ロス量の推移と削減目標



### 食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※（3）表彰、（5）情報の収集及び提供（継続）

#### （1）教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- ✓ 食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環（わ）プロジェクト」として一元的に発信。
- ✓ 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- ✓ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進及びmottECOの普及促進。
- ✓ 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。
- ✓ 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる**食品ロス削減推進サポーター**の育成。
- ✓ 未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において**栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置**。
- ✓ 国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、**国際展開を推進**。



【食品ロス削減推進 (食の環ロゴマーク) サポーター育成用教材】 【国際連携による情報共有】

#### （2）食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- ✓ 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、**商慣習の見直しを推進**。
- ✓ 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき周知。
- ✓ **mottECO導入事例**の知見・ノウハウの周知。
- ✓ 「**食品期限表示の設定のためのガイドライン**」の改正内容の周知及び取組の促進。
- ✓ 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。

【拡充】

- ✓ ICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組の促進。



【食品ロス削減・食品寄附促進アプリ等の活用】

#### （4）実態調査及び調査・研究の推進

【新規】

- ✓ **事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握**と有効活用の検討。
  - ✓ 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域の関係主体向け手引きの取りまとめ。
- 【拡充】
- ✓ 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計の継続的な実施。

#### （6）未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

【新規】

- ✓ 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「**食品寄附ガイドライン**」の普及啓発。
- ✓ 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- ✓ 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ✓ 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、**税制上の取扱いの周知**や**企業版ふるさと納税**を活用した食品寄附の優良事例を発信。
- ✓ **フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための支援の強化**。



【ガイドライン作成による食品寄附促進】

## 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号） 抜粋

### 第二章 基本方針等

#### （基本方針）

#### 第三条

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

## 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号）

### （基本方針）

第三条 法第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、主務大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

## 第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

### （食品関連事業者の判断の基準となるべき事項）

第七条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、主務省令で、第三条第二項第二号の目標を達成するために取り組むべき措置

その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、食品循環資源の再生利用等の状況、食品循環資源の再生利用等の促進に関する技術水準

その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はこれを改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

## 食料・農業・農村政策審議会専門委員名簿 (食料産業部会食品リサイクル小委員会)

稲吉 克仁	(有) マルミファーム代表取締役社長
入江 満美	東京農業大学国際食料情報学部准教授
小山 遊子	日本チェーンストア協会環境委員会委員 ((株)イトーヨーカ堂 サステナビリティ推進部統括マネージャー)
崎田 裕子	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会会長
鈴木 一十三	(一社) 日本フアンチャイブチェーン協会環境委員会委員長 ((株)ローソン 理事執行役員 SDGs 推進室長)
高木 邦子	日経BP社 日経ESGシニアエディター
田村 清敏	(一社) 日本フードサービス協会業務部長
出口 昌義	(一財) 食品産業センターサステナビリティ委員会副委員長 (ハウス食品グループ本社(株)コーポレートコミュニケーション本部 サステナビリティ推進部環境課長)
遠山 忠宏	(株)開成代表取締役
渡辺 達朗	専修大学商学部教授 【座長】

(敬称略・五十音順)

(※) 食品リサイクル小委員と重複する委員 (5名)

## 中央環境審議会委員名簿 (循環型社会部会食品リサイクル専門委員会)

五十嵐 和代	(一社) 日本環境保全協会理事
石川 雅紀	叡啓大学リサーチシステムデザイン学部特任教授 【座長】
犬伏 和之	東京農業大学応用生物科学部教授
大橋 禎恵	全国知事会 (栃木県環境森林部資源循環推進課長)
金澤 貞幸	(公社) 全国都市清掃会議専務理事
小林 富雄	日本女子大学家政学部家政経済学科教授
※ 小山 遊子	日本チェーンストア協会環境委員会委員 ((株)イトーヨーカ堂 サステナビリティ推進部統括マネージャー)
酒井 伸一	(公財) 京都高度技術研究所 副所長
※ 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
※ 鈴木 一十三	(一社) 日本フアンチャイブチェーン協会環境委員会委員長 ((株)ローソン 理事執行役員 SDGs 推進室長)
※ 田村 清敏	(一社) 日本フードサービス協会理事・事務局長
※ 出口 昌義	(一財) 食品産業センターサステナビリティ委員会副委員長 (ハウス食品グループ本社(株)コーポレートコミュニケーション本部 サステナビリティ推進部環境課長)
堀尾 正靱	東京農工大学名誉教授 (一社) 共生エネルギー社会実装研究所理事長
松岡 力雄	(一社) 全国食品リサイクル連合会専務理事・事務局長
山田 久	(一社) 全国清掃事業連合会専務理事

(敬称略・五十音順)